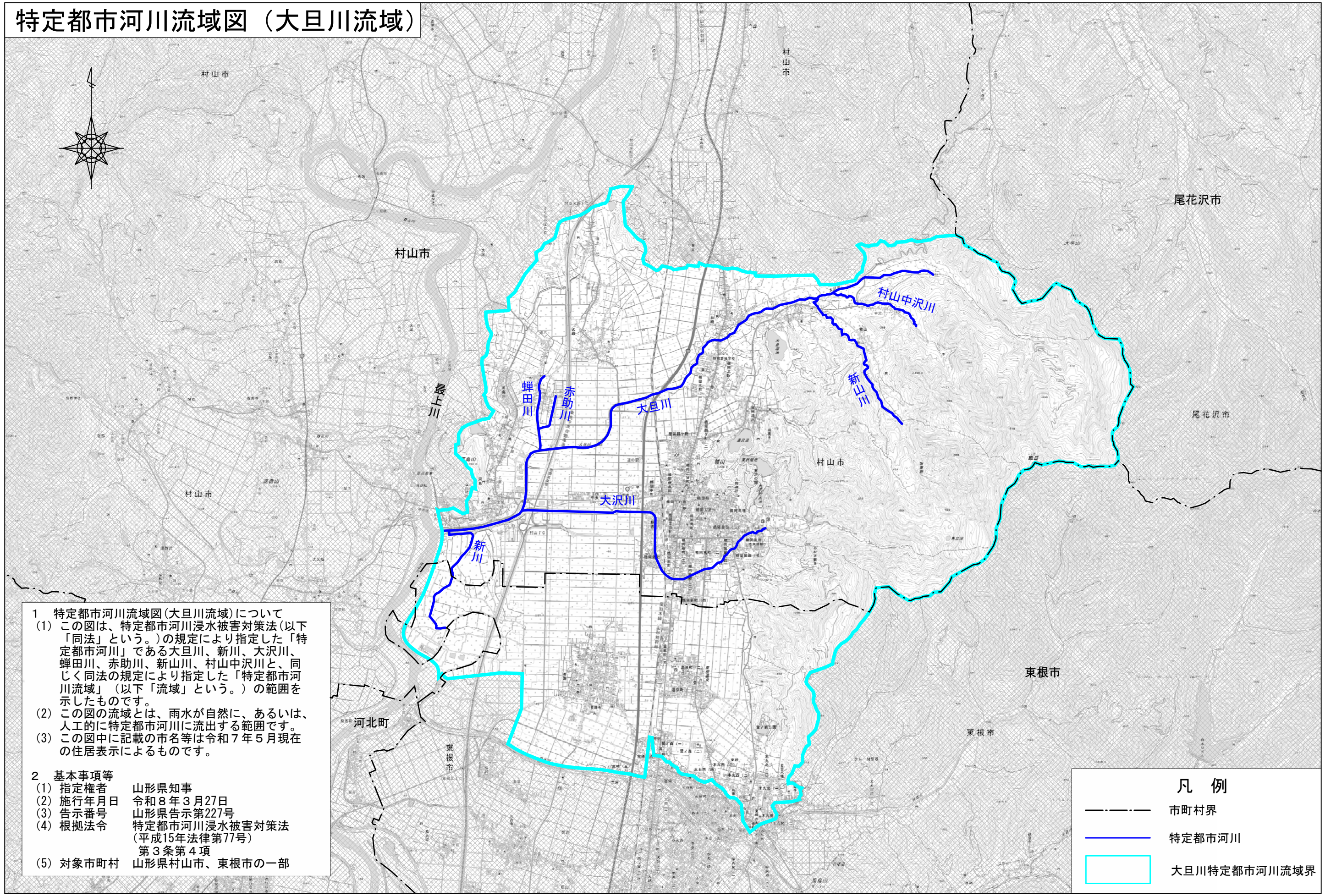


特定都市河川流域図（大旦川流域）



1 特定都市河川流域図(大旦川流域)について

- (1) この図は、特定都市河川浸水被害対策法(以下「同法」という。)の規定により指定した「特定都市河川」である大旦川、新川、大沢川、蟬田川、赤助川、新山川、村山中沢川と、同じく同法の規定により指定した「特定都市河川流域」(以下「流域」という。)の範囲を示したものです。
- (2) この図の流域とは、雨水が自然に、あるいは、人工的に特定都市河川に流出する範囲です。
- (3) この図中に記載の市名等は令和7年5月現在の住居表示によるものです。

2 基本事項等

- (1) 指定権者 山形県知事
- (2) 施行年月日 令和8年3月27日
- (3) 告示番号 山形県告示第227号
- (4) 根拠法令 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第3条第4項
- (5) 対象市町村 山形県村山市、東根市の一部

凡例

- 市町村界
- 特定都市河川
- 大旦川特定都市河川流域界